

○潮来市放課後学童保育対策事業条例施行規則

平成25年2月26日

規則第2号

改正 平成28年3月31日規則第17—2号

潮来市放課後学童保育対策事業条例施行規則(平成14年規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、潮来市放課後学童保育対策事業条例(平成14年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所及び対象区域)

第2条 条例第2条に規定する場所、対象区域及び定員は次のとおりとする。

施設名	場所	対象区域	定員
津知学童クラブ	潮来市辻829番地1	津知小学校区	30人程度
潮来学童クラブ	潮来市潮来474番地	潮来小学校区	40人程度
延方学童クラブ	潮来市小泉2090番地	延方小学校区	40人程度
日の出学童クラブ	潮来市日の出3丁目12番地1	日の出小学校区	40人程度
牛堀学童クラブ	潮来市堀之内1219番地1	牛堀小学校区	40人程度

(入所手続)

第3条 入所を希望する児童の保護者(以下「入所申込者」という。)は放課後学童保育申込書(様式第1号)、雇用(雇用予定)証明申立書(様式第2号)、家庭状況調査申立書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、入所の可否を調査し、入所を決定したときは放課後学童保育入所決定通知書(様式第4号)により、入所を否決したときは放課後学童保育入所不可通知書(様式第5号)により、当該入所申込者に通知するものとする。

(退所手続等)

第4条 退所させようとする保護者は、放課後学童保育退所届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(児童の退所)

第5条 市長は、入所中の児童又は保護者が次の各号の1に該当するときは、前条の届出の有無にかかわらず当該児童を退所させることができる。

- (1) 児童が疾病等の事由により保育に不相当と認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、1月以上出席しないとき。

(3) 矯正の難しい不良性がある他の入所児童に悪影響を与えるおそれがあると認められるとき。

(4) 正当な理由なく、保育料を3月以上滞納しているとき。

(5) その他退所させることが適当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により退所の決定をしたときは、当該保育児童の保護者に対し、放課後学童保育入所解除通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（保育料の徴収）

第6条 条例第5条に規定する保育料は、毎月初日に入所している児童について当該月の末日までに徴収するものとし、歳入の調定、納入の通知、収納等については、潮来市財務規則（平成13年規則第10号）の定めるところによる。

（保育料の免除）

第7条 条例第6条の規定による保育料の免除は、次の各号のいずれかに該当する者についてできるものとする。

(1) 災害等により生活が困難になった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 当該年度中の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者

(3) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯のうち、前年度分の市町村民税所得割の額が5,000円未満の者

(4) 次の各号に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯のうち、前年度分の市町村民税所得割の額が5,000円未満の者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者世帯（単給世帯を含む）及び要保護者等特に困窮していると認められる世帯

2 前項各号のいずれかに該当し保険料の免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、納期限前10日までに放課後学童保育料免除申請書（様式第8号）を市長に

提出するものとする。

- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、保育料の免除を行う決定をしたときは放課後学童保育料免除決定通知書（様式第9号）により、保育料の免除を行わない決定をしたときは放課後学童保育料免除却下通知書（様式第10号）により、当該免除申請者に通知するものとする。

（委託）

第8条 市長は、放課後学童保育対策事業の実施について、別に定めるところにより委託することができる。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、放課後学童保育対策事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第17—2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

放 課 後 学 童 保 育 申 込 書

平成 年 月 日

潮来市長 様

保護者住所 潮来市

保護者氏名 (印)

(電話番号 — —)

緊急連絡先氏名

(電話番号 — —)

児 童 名	ふりがな 氏 名					小学校	学年
	生年月日(性別)	平成 年 月 日	歳 (男・女)		小学校	年	
家 庭 の 状 況	氏 名	続柄	生年月日	性別	勤務先名	電話番号	
			・ ・	男・女			
			・ ・	男・女			
			・ ・	男・女			
			・ ・	男・女			
入 所 希 望	利用希望区分 (番号に○をつけ □にチェック を記入)	1 通常保育 毎日利用(月10日以上利用含む) 2 臨時 □月 1~4日程度 □月 5~9日程度 3 長期休暇 □春(学年初) □夏休み(7・8月) □夏休みのみ利用 □冬休み □春(学年終)					
	学童クラブ名	学童クラブ					
	入所期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで					
	利用理由	<input type="checkbox"/> 就労・共働き(外勤・自営業・農業) <input type="checkbox"/> 傷病・看護・出産・就学 <input type="checkbox"/> その他()					
児童の健康状態	児童の健康状態で不安なことがありましたら具体的に記入して下さい。 良好						
特記事項	母子家庭 減免申請(有 ・ 無)						

※ 怪我や持病をお持ちの児童は、そのことを詳しく記入して下さい。

様式第2号(第3条関係)

学童クラブ名		児童名	(第 学年)
--------	--	-----	--------

平成 年 月 日

雇 用 証 明 書
雇用予定

潮来市長 様

事業所在地
事業所名
代表者氏名
電話番号



次の者は、当事業所に 現在雇用〔予定〕していることを証明します。

1 氏 名 _____

2 住 所 潮来市 _____

3 雇用形態等 常勤・臨時・パート・自営・農業・その他 ()

4 就労時間 ① 時 分～ 時 分まで
② 時 分～ 時 分まで
③ 時 分～ 時 分まで
(休務曜日)

5 就労日数 1ヶ月 (概ね 日間)

(注)① この証明書は、学童クラブの入会申請に使用します。
② 事実と相違する証明の場合は、入会を取り消される場合があります。

家庭状況調査申立書

児童氏名			学童クラブ名	学童クラブ		
就 労 就労証明が あれば省略 できます	父 親 の 状 況			母 親 の 状 況		
	就労開始日(予定) 年 月 日～			就労開始日(予定) 年 月 日～		
	職 種			職 種		
	家庭外	常勤・パート・自営 農業・その他		家庭外	常勤・パート・自営 農業・その他	
	家庭内	自営・内職・その他		家庭内	自営・内職・その他	
	勤務先名			勤務先名		
	勤務地			勤務地		
	就労日数	1ヶ月	日	就労日数	1ヶ月	日
	就労曜日	月	火 水 木 金 土 日	就労曜日	月	火 水 木 金 土 日
	就労時間	時 分～ 時 分		就労時間	時 分～ 時 分	
看護介護 病気等	被看護(介護)者名 続柄 病名等					
出 産	予定日	年 月	不在住	死亡・離婚・未婚・別居 その他() 年 月から		
父方の	祖父	住所	氏名・年齢	才		
		就労 勤務先() 1ヶ月 日程度	無職・病名等() 1ヶ月 日程度			
	祖母	住所	氏名・年齢	才		
		就労 勤務先() 1ヶ月 日程度	無職・病名等() 1ヶ月 日程度			
母方の	祖父	住所	氏名・年齢	才		
		就労 勤務先() 1ヶ月 日程度	無職・病名等() 1ヶ月 日程度			
	祖母	住所	氏名・年齢	才		
		就労 勤務先() 1ヶ月 日程度	無職・病名等() 1ヶ月 日程度			
この欄は、就労以外の理由で学童クラブが必要な状況について記入して下さい。						

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

様

潮来市長



放課後学童保育入所決定通知書

入所については、次のとおり決定したので通知します。

入所児童名 及び生年月日	年 月 日生
入所施設の 場所及び名称	潮来市 番地
入所期間	年 月 日から 年 月 日まで
保育料の月額	月額・日額 円
摘要	

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

様

潮来市長



放課後学童保育入所不可通知書

入所については、次のとおり不可となったので通知します。

不可児童名 及び生年月日	年 月 日生
不可理由	
摘要	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、潮来市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、潮来市を被告として（訴訟において潮来市を代表する者は潮来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号(第4条関係)

年 月 日

潮来市長 様

保護者住所 潮来市 番地

氏名 ㊟

放 課 後 学 童 保 育 退 所 届

今般、次の事由により退所させたく所要事項記載のうえ、届けます。

退所児童名 及び生年月日	年 月 日生
退所施設の 場所及び名称	潮来市 番地
退 所 理 由	
摘 要	

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

様

潮来市長

㊟

放課後学童保育入所解除通知書

次の児童の入所は、解除することになりましたから通知します。

入所児童名 及び生年月日	年 月 日生
入所施設の 場所及び名称	潮来市 番地
入所解除 年 月 日	年 月 日
入所解除 の理由	
摘要	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、潮来市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、潮来市を被告として（訴訟において潮来市を代表する者は潮来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8号(第7条関係)

放課後学童保育料免除申請書

年 月 日

潮来市長 様

保護者住所 潮来市 番地

氏名 ㊟

潮来市放課後学童保育対策事業条例施行規則第7条の規定により申請します。

退所児童名 及び生年月日	年 月 日生
入所施設名	
入所期間	年 月 日から 年 月 日まで
保育料の月額	月額・日額 円
免除の理由 (具体的に記入する)	

※ 調 査 員 の 意 見	免除の要否	要 円 否 理由
	免除の期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日 調査 調査員名	㊟

様式第9号(第7条関係)

年 月 日

様

潮来市長



放課後学童保育料免除決定通知書

入所児童名 及び生年月日	年 月 日生
入所期間	年 月 日から 年 月 日
保育料の月額	月額・日額 円
摘 要	

様式第10号(第7条関係)

年 月 日

様

潮来市長



放課後学童保育料免除却下通知書

入所児童名 及び生年月日	年 月 日生
入所期間	年 月 日から 年 月 日
保育料の月額	月額・日額 円
却下の理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、潮来市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、潮来市を被告として（訴訟において潮来市を代表する者は潮来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第3条関係)

(平28規則17—2・全改)

様式第6号 (第4条関係)

様式第7号 (第5条関係)

(平28規則17—2・全改)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第7条関係)

様式第10号 (第7条関係)

(平28規則17—2・全改)